

平成 29 年 5 月 9 日

文化審議会著作権分科会ペーパーの考え方について
(文化庁回答)

文化庁長官官房著作権課

標記について、貴会議よりに提示された質問等に対する回答は以下の通り。

注:以下、四角囲み内の文章は文化庁としての見解等を示したものであり、その他の文章は、
投資等ワーキンググループ作成資料「文化審議会著作権分科会ペーパーの考え方について」から関係部分を抜粋したものである。

1、当会議意見書の対象について

当会議では、高等学校で平成 27 年から認められた「同時双方向型の遠隔授業」における著作権の扱いについて検討を行ってきた。「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の違いは、配信側に生徒がいるか否かである。この違いによって著作権法上の扱いに差異を設ける理由があるのか、文化庁に伺ってきたが、合理的に納得のいく回答は示されなかった。このため、当会議が平成 29 年 4 月 25 日に公表した「遠隔教育の推進に関する意見」(以下「当会議意見書」という。)では、「同時双方向型の遠隔授業」について、「遠隔合同授業」¹と同じ扱いとし、「著作権者の許諾を不要(補償も不要)」とすべきことを指摘した。

これに対し、分科会ペーパーでは、当会議意見書の対象について、「一方に教員のみがおり児童生徒等がいないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業」(「スタジオ型リアルタイム配信授業」)と整理し²、これを対象に「著作権者の許諾を不要(補償も不要)」とすべきと指摘したものと記載されている。

- ここでいう「スタジオ型リアルタイム配信授業」は、上記文面上、
- ・「リアルタイムでの授業配信」を行い、「質疑応答等の双方向のやりとり」は伴わない授業(以下では「同時一方向型の遠隔授業」と呼ぶ。こうした方式は一定の要件下で大学では可能である³。)が主に念頭におかれたもの、
 - ・あるいは、少なくとも、「質疑応答等の双方向のやりとり」の有無を問わず、「同時一方型の遠隔授業」を含むもの、
- と考えられる。したがって、いずれにしても、分科会ペーパーの整理は、事実に反する。

¹ 当会議意見書では「合同授業」と記載しているが、同義。

² 分科会ペーパーでは、「同時双方向型の遠隔授業」について、「本資料にいう『スタジオ型リアルタイム配信授業』がこれに対応すると考えられる」と記載。

³ 「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)

まず、なぜこのような不正確な整理を行っているのかを伺いたい。

(再掲) 「同時双方向型の遠隔授業」：「インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式」⁴

(文化庁回答①)

分科会ペーパーにおける「スタジオ型リアルタイム配信授業」は、「一方に教員のみがおり児童生徒等がいないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業」を意味しており、ご指摘のように、当該授業におけるやりとりについて一方向・双方向の区別をしていない。

その理由は、補償の必要性を検討する上で、一方向であるか双方向であるかという要素がその必要性の有無を決定づける有意な差を生じるとは認められないため、両者を合わせて検討の対象とすることとしたものである。

2、「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の比較

分科会ペーパーでは、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「遠隔合同授業」(分科会ペーパー上は「同時授業」と称されているが、同義。)とを比較し、「著作物が利用される頻度や総量」ひいては「権利者に及ぼす不利益の度合い」に差異があること等を理由として、著作権に係る取扱い（補償の有無）に差異を設けることが適当としている。

しかし、当会議意見書では、前述のとおり、「スタジオ型リアルタイム配信授業」ではなく「同時双方向型の遠隔授業」を対象に意見を述べている。そこで、以下では、分科会ペーパーを参考にしつつ、「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」の比較を行う。

以下各点について、見解を伺いたい。

(文化庁回答②)

著作権分科会は、「スタジオ型リアルタイム配信授業」を補償金請求権の対象とするか否かについて、「スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信については、当該行為が権利者に及ぼす不利益の度合いが複製・同時授業公衆送信に比べて大きいか否かにかかわらず、原則通り補償金の対象とすることが適当である。」としており(分科会ペーパー4ページ)、上記「2.」の1文目の記述は誤りである。

著作権分科会は、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「同時授業」はいずれも、権利者に及ぼす不利益は軽微とは言い難く、原則として補償の必要性が認められるとしている。その上で、補償金請求権の対象とすることにより法的安定性が損なわれることとなる事情が前者には存在しない一方、後者には存在するため、後者に限って例外的に補償金の対象か

⁴ 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（平成26年12月8日、高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）

ら除外することとしたものである。

したがって、文化庁としては、「スタジオ型リアルタイム配信授業」と「同時授業」の取扱いを異ならせるこの理由は十分説明されていると考えており、以下（1）（2）のご質問について検討する必要性が不明であると考える。このため、これらのご質問については補償金の対象とすべきか否かという結論には影響しないものとして、ご参考としてお答えする。

（1）個々の授業において「著作物が利用される頻度や総量」

分科会ペーパーでは、「遠隔合同授業」について、「時間的・場所的制約のため著作物が利用される頻度や総量が比較的限定的」であることが指摘され、この点で、「スタジオ型リアルタイム配信授業」との差異があると考えられているようである。

しかし、これは「同時双方向型の遠隔授業」との比較にはあてはまらないと考えられる。なぜならば、「双方向」か「一方向」かには、重大な差異がある。「一方向」の場合は、受信側の生徒の数に制約がなくなるため、分科会ペーパーでも指摘されるように「著作物の利用される頻度や総量が大きくなる」ことが想定されうる。

他方、「同時双方向型の遠隔授業」では、通常の教室における対面授業と同様、教員と生徒が双方向にやりとりをしながら授業が行われる。その効果的な実施を確保するため、文科省通知により、通常の教室における対面授業と同様、「同時に授業を受ける生徒数は原則として40人以下」と定められている。

したがって、文科省通知を遵守して「同時双方向型の遠隔授業」がなされている限り、個々の授業において「著作物の利用される頻度や総量」に関して、対面授業および「遠隔合同授業」と差異は生じないと考える。

なお、この点につき、分科会ペーパーにおいては、「スタジオ型リアルタイム配信授業」につき「個々の授業に係る著作物利用に着目した場合には両者において権利者に及ぶ不利益に大きな差がないとの評価もできるかもしれない」との記載がある。しかし、当会議意見書で対象としている「同時双方向型の遠隔授業」に関しては、以上のとおり、「大きな差がない」とどまらず、何ら差異は生じないと考える。

（参考①）

文化庁回答②で述べたとおり、本論点は結論に影響しないが、参考としてお答えすると以下のとおり。

対面授業のための複製では基本的に有体物により提供する方法により資料の配布が行われることが想定され、物理的制約がある。また、「遠隔合同授業」のための公衆送信の場合は対面授業で配布される資料と同じものを他方の会場に送信して利用するという制約がある場合が想定される。一方、「同時双方向型の遠隔授業」のための公衆送信の場合は、そ

した制約がないため、その点において差異が生ずることは必ずしも否定できないと考える。

(2) 授業実施の容易性に伴う著作物利用の総量

分科会ペーパーでは、スタジオ型リアルタイム配信授業について、個々の授業では「大きな差がないとの評価もできるかもしれないが」としつつ、遠隔合同授業と比べ「より容易に授業を実施することが可能」であることを理由に、「社会全体として利用される著作物の総量」ひいては「総体として権利者に与える不利益」が大きくなると指摘している。

たしかに、「同時一方向型の遠隔授業」を念頭におけば、分科会ペーパーで指摘されるおり、「複数の学校、クラスにおいて同じ内容の授業を同じ日時に行う必要」がある「遠隔合同授業」と比べ、「より容易に授業を実施」できる可能性も考えられる。しかし、当会議意見書の対象とする「同時双方向型の遠隔授業」では、授業を行う教員と教室にいる教員および40人以下の生徒をつないで個々の授業を設定する必要があるから、複数の学級をつなぐ「遠隔合同授業」と比べ、授業実施の容易性に差異はない。

(参考②)

文化庁回答②で述べたとおり、本論点は結論に影響しないが、参考としてお答えすると以下のとおり。

「同時双方向型の遠隔授業」の場合は、授業を行う教員と遠隔地の教室にいる教員及び生徒との間で実施する授業の実施日時や授業内容等の調整を行えば足り、複数の学校の学級間で授業の実施日時や授業内容等の調整を行う必要はない。このことは「遠隔合同授業」と比べて授業実施をより容易にしていると評価できるものと考えられる。

なお、付け加えれば、このように、授業実施の容易性に着目して著作権の扱いを定める考え方を前提とすれば、今後、遠隔教育の実施の容易性を高めるほど、より著作権による制約を強めるべきという結論につながることも考えられる。文部科学省として、教育の質の向上、地域の制約を超えた子供たちへの機会提供、教員の負担軽減等の観点から、遠隔教育の推進は図られる方針と認識しているが、こうした考え方方が果たして整合的なのか、文部科学省全体としても再考すべきでないかと考える。

さらに、個々の授業における著作物利用でなく、授業の総回数に着目しているとすれば、個々の授業での著作物利用に関しては対面授業、「遠隔合同授業」、「同時双方向型の遠隔授業」で何ら差異がない中で、最も授業の回数が多い対面授業は補償金請求権の対象とせず、「同時双方向型の遠隔授業」は対象とする理由も不明である。

(参考③)

文化庁回答②で述べたとおり、本論点は結論に影響しないが、参考としてお答えすると以下のとおり。

文化庁回答②で述べたとおり、著作権分科会としては、対面授業のための複製、同時授業の公衆送信、スタジオ型リアルタイム配信授業のための公衆送信のいずれについても、原則として補償が必要であるとの判断をしている。

(3) 「教育現場の混乱」

分科会ペーパーでは、本来、「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」の両方とも補償金対象にする必要性が認められるとしつつ、前者は、現在無償で認められており「教育現場の混乱を招きかねない」ため、引き続き無償にすべきとの記載もされている。

しかし、以上(1)(2)より、著作権利用の頻度・総量、権利者に与える不利益の度合いにおいて差異がない中で、現行制度を前提とした「教育現場の混乱」だけを根拠として、「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」で異なる取扱いをすることは合理的とは考えられない。

(文化庁回答③)

先に述べたとおり、著作権分科会は、これまで長期間にわたって社会に定着していた法規範に変更が加えられることにより法的安定性が損なわれることへの配慮を補償金請求権の付与の範囲を検討するまでの考慮要素の一つとしているが、法的安定性に配慮することの重要性は立法政策上一般的に認められているものであり、「合理的とは考えられない」との指摘は当たらないものと考える（下記参考文献参照）。

【参考文献】

○佐藤達夫（※）「法制執務提要〔第二次改訂新版〕」（学陽書房、1968年）

※元内閣法制局長官

「法は、社会生活の規範であり、人の社会生活は、一面では、法により規律され、整序されて、一の秩序を形成しているから、法令を新たに制定し、又は既存の法令を改廃する場合に、一举に今までの法律秩序をこわして新法令の所期する新しい法律秩序を実現することは、なかなか困難なことであるし、社会生活そのものに無用の混乱を巻き起こすだけのものとなることが多い。そこで、新たに法令を制定し、又は既存の法令を改廃する場合には、今までの秩序から新しい秩序に円滑に移り変わることができるよう、従来の秩序をある程度容認するとか、新しい秩序の採用に特例を定める等の経過的措置を講ずることが望ましいこととなる。」（207－208ページ）

以上より、分科会ペーパーを踏まえても、やはり、「同時双方向型の遠隔授業」について、「遠隔合同授業」とで異なる扱いとする合理性はなく、同様に取り扱うべきと考える。

(文化庁からの質問)

「同様に取り扱うべき」との意見には「いずれも補償金を不要とする」との結論のみならず、「いずれも補償金の対象とする」との選択肢も含まれていると理解してよろしいか。「遠隔教育の推進に関する意見」(平成29年4月25日規制改革推進会議)では、「同時双方向型授業」についても、補償を不要とする措置をとるべきである旨が示されていることから、念のため趣旨を確認させていただきたい。

なお、仮に「いずれも補償金を不要とする」との結論しか想定されていない場合は、「同時双方向型の遠隔授業」と「遠隔合同授業」が権利者に与える不利益に差異が無いことのみをもって、なぜこうした結論が当然に導かれることとなるのか、理由をご教示いただきたい。(分科会ペーパー4～5ページ)

(中略)

4、関連する質問事項

以上と関連する質問事項を別紙に記載するので、これについても回答いただきたい。

<別紙>関連する質問事項

1、「スタジオ型リアルタイム配信授業」について

- ・分科会ペーパーでは、「同時授業」と「スタジオ型リアルタイム配信授業」を対比し、「同時」と「リアルタイム」という言葉を使い分けている。しかし、平成26年12月「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」報告書における「同時双方向型」の定義をみる限り、「同時」と「リアルタイム」は同じ意味と考えられる。仮に同じ意味であれば、無用に言葉を使い分けて議論を混乱させるべきでないと考えるが、「同時」と「リアルタイム」は同じ意味か。

(文化庁回答④)

「同時授業」における「同時」は「授業」に向けられており、複数の教室の授業が同時に行われるものであることを説明するために用いた概念である。一方、「スタジオ型リアルタイム配信授業」における「リアルタイム」は「配信」にかかっており、意味するところが異なる。スタジオ型リアルタイム配信授業は、複数の教室の授業が同時に行われるものではないため、混同を避けるため上記のように書き分けることとした。

- ・「同時双方向型の遠隔授業」では、配信側教員が授業を行う場所は、「学校の教室、スタジオ等が含まれる」と定められている（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成27年文科初第289号）。以下「文科省通知」。）。実際上も、教員が学校の教室を用いて授業を行っていることが多いと認識している。したがって、「同時双方向型の遠隔授業」を「スタジオ型」と称することは不適切であり、あわせて指摘しておく。

(文化庁回答⑤)

「スタジオ型」の用語は、配信側に生徒等がいない形態の授業であることを端的に説明する上で適當と考えたためこれを採用したものであるが、分科会ペーパーにおいて、その指示する内容は「一方に教員のみがおり児童生徒等がいない」形態の授業であることを示しており、生徒のいない教室を用いて授業を行う場合も排除していないことは明らかにしている。

2、「遠隔合同授業」の扱いについて

- ・分科会ペーパーでは、「遠隔合同授業」及び「スタジオ型リアルタイム型配信授業」のいずれの公衆送信についても、「権利者に及ぼす不利益は軽微とは言い難く、原則として補償の必要性が認められる」としている。それにもかかわらず、35条2項が措置（無許諾・無償）され、「遠隔合同授業」において無償で著作物の利用ができるようにした理由はなにか。仮にその理由に、「遠隔合同授業」がもたらす教育政策上の効果が含ま

れるのであれば、その理由は「同時双方向型の遠隔授業」についても、あてはまると考えてよいか。

(文化庁回答⑥)

同時授業のための公衆送信に係る法第35条第2項の追加を行った平成15年の著作権法の改正に向けた審議会の検討過程においては、当該行為及び当時既に無許諾（無償）の権利制限の対象であった複製行為について補償金請求権の対象とすべきか否かについて検討対象とされたが、審議会として結論を得るには至らなかった。このため、平成15年改正の時点では新たに追加する第35条第2項の公衆送信を含め、無許諾（無償）での利用という例外措置を継続することとするとしつつ、補償金請求権の付与の要否について、関係者間の協議を行った上で引き続き検討すべきこととされた。